

第26回玉名大俵まつり「俵ころがし」競技規則

(目的)

第1条 玉名市は、菊池川河口に位置し、昔から物産の集散地として発展してきました。その跡地が永徳寺の史跡「高瀬船着場跡」(通称・俵ころがし)です。この俵ころがしにちなみ、大きな俵をころがし、「俵」に玉名の未来への希望と更なる発展を願い一大レースを熱く展開する。

(参加費)

第2条 出場チームから、保険料その他諸費用として1チーム当たり参加費1,000円を徴する。

(チーム編成及び人員)

第3条 各部門の人員および予選レースの人員配置は次のとおりとする。決勝レースについては第4条の2の(4)に準ずるものとする。また、全部門において代表者は18歳以上(高校生を除く)とする。

- (1) 大俵ころがし：男女を問わず18歳以上(高校生を除く)で、予選レースは頭1名、引き手6名、止め手6名の計13名。
- (2) 小俵ころがし
 - ①小学生の部：男女を問わず1チーム小学4年～6年生9名(頭1名、引き手4名、止め手4名)、18歳以上(高校生を除く)3名(止め手2名、勢子1名)の計12名。
 - ②中学生の部：男女を問わず中学生で、頭1名、引き手4名、止め手4名の計9名。
 - ③高校生の部：男女を問わず高校生で、頭1名、引き手4名、止め手4名の計9名。※ただし、中学生の部・高校生の部のいずれかの参加チームが定数の半数に満たない場合は合同開催とする。
 - ④レディースの部：中学生以上の女性のみで、頭1名、引き手4名、止め手4名の計9名。
- (3) 選手は同一部門内での重複登録の参加は認めない。(各部門への参加は可能)
- (4) 選手と補員の交代は3名までとする。ただし、事故等やむを得ない場合は審判部で協議する。
- (5) 勢子の参加、人数制限は定めない。(※小俵ころがし小学生の部は1名以上)ただし、俵の最後尾を追走し、競技の妨げにならないようにする。
- (6) 競技エリアには関係者以外立ち入り禁止とする。

(競技方法)

第4条 コース及び順位は次のとおりとする。

- (1) 競技は予選レース、決勝レースを行う。
- (2) 予選レースは、有明コース・小岱コース(両コースとも直線の往復)の2コースとし、コース毎のタイムで順位を決定し、上位チームが決勝レースに進む。
- (3) 決勝進出チーム数は、出場チーム数により決定する。
- (4) 予選レース3分、決勝レース5分の制限時間を設ける。
- (5) 決勝レースは、決勝特別コースとしタイムで順位を決定する。
- (6) 小俵ころがし中学生の部・高校生の部において、合同開催する場合、中学生チーム編成にはレースタイムからマイナス10秒とするハンデを与える。

2 レース内容は次のとおりとする。

- (1) 集合は、出場する2チーム前のレースがスタートする際には集合場所に集合し、集合後は係員の指示に従うこと。
- (2) スタート配置後、スタート合図（ピストル）でスタートする。（予選は2コース同時スタート）
- (3) 予選レースの内容は次のとおりとする。※別紙コース図参照
 - ① スタート地点から折返地点で折返し、ゴール地点へ向かう。
 - ② 折返地点では、スイッチバックで折り返すため、引き手、止め手の役割が変わる。
ただし、小俵ころがしの部の最後尾の止め手の成人2名は折返し後直ちに止め手に回る。
 - ③ 折返地点の通過（俵の接点）の合図は、審判の旗の揚がった時点で折り返す。
 - ④ 頭は、折返しの時は折返地点の手前に待機し、折返し後再び先頭にて伴走する。
 - ⑤ 勢子の追走がある場合、折返しの時は折返地点の手前に待機し、俵が通過後俵の後ろを追走する。
 - ⑥ 走行中、選手は引き綱・止め綱以外の俵本体及び軸には一切ふれてはいけない。また、頭・勢子は俵本体、引き綱、止め綱に一切ふれてはいけない。
 - ⑦ 引き手及び止め手は、事故防止のため綱を持つ際は本体から3m離れた箇所を持つこととする。
また、常に綱の外側を走ることとし、綱の内側に入らないこと。
 - ⑧ レース中において、各審判が危険と判断した場合は直ちに減速及び停止の措置をとる。
 - ⑨ ゴールは、俵の接点（中心）がゴールラインを通過し、審判の旗が揚がった時点でゴールとする。
ただし、ゴール後は俵を停止ゾーンに停止させること。ペナルティラインを俵の接点（中心）が通過した場合はペナルティとする。
- (4) 決勝レースの内容は次のとおりとする。※別紙コース図参照
ただし、当日の気象や道路状況その他の要因にて実行委員会が決勝コースの内容が危険と判断した場合は、コース内容を変更する場合がある。
 - ① 決勝は a 体力消耗ゾーン b 調整ゾーン c 俵回転ゾーン d 坂道ゾーンの4つのゾーンを設けている。
 - a 体力消耗ゾーンではスタート地点から折り返し地点1に向かって直進する。折り返し線を俵の中心が越え審判の旗が揚がったら、引き手と止め手の役割を交代し折り返し地点2に向かって直進する。
 - b 調整ゾーンでは、折り返し地点2の折り返し線を俵の中心が越え審判の旗が揚がったら、再度引き手と止め手の役割を交代してcの俵回転ゾーンに向かって直進する。
 - c 俵回転ゾーンでは、俵停止エリア内で俵を完全に停止させ、審判の旗が揚がったら、d 坂道ゾーンに進入するための俵の回転を行う。
 - d 坂道ゾーンでは、坂道両端の縁石等に接触しないようにゴールエリアまで進む。なお、接触した際は、c 俵回転ゾーンへ強制的に戻るものとする。
 - ② 予選と同様タイムレースを行う。ただし、ゴールしたチームが入賞チーム数に満たない場合は、ゴールしていないチームの中で、スタートからc 俵回転ゾーンに停止するまでのタイムが速いチーム(失格チーム除く)を入賞とする。
 - ③ 決勝の人員配置は第3条に準ずる。ただしd 坂道ゾーンに限り引き手、止め手の配置は自由とする。(全員が引き手にまわることも可)

(失格、ペナルティの要件)

第5条 次の掲げる事項に該当するチームは失格とする。

- (1) 当日の受付およびレース前の指定の集合時間に遅れた場合。
 - (2) 競技規定人員を越えて俵をころがした場合。
 - (3) 観客へ故意に妨害や危害を加えた場合。
 - (4) 審判の判断により走行不可能でゴールできないとみなした場合。
 - (5) 予選レース3分、及び決勝レース5分の制限時間をオーバーした場合。
 - (6) 各コースの折り返し線、停止エリア等で審判の旗が揚がる前に次の動作に進んだ場合。
 - (7) その他、審判および係員の指示に従わなかった場合。
- 2 コース及びゴール地点等でのペナルティは次のとおりとする。
- (1) コース脇の縁石及びドラムクッションに俵が触れた場合は、ゴールタイムに10秒を加算する。決勝コースのd坂道ゾーンでの接触も同様とする。
 - (2) 停止ゾーン(5m)のペナルティラインを俵の接点が越えた場合は、ゴールタイムに10秒を加算する。
 - (3) 決勝レースのc俵回転ゾーンにおいて、停止エリアで審判の合図を受ける前に次の動作に入った場合、ゴールタイムに**30秒**を加算する。
 - (4) 決勝レースにおいてd坂道ゾーンの縁石に接触した場合は、c俵回転ゾーンに強制的に戻るものとする。
- 3 選手が故意に俵本体に触れたり、頭、勢子が綱を引いた場合は、運営委員と審判で協議し、最終判断後ペナルティまたは失格の要件とする。
- 4 応援者(勢子)等の妨害行為(進路妨害、やじ、ケンカ等)もチームの一員と見なしそのチームの失格要件とする。
- 5 上記以外の行為で失格の要件に値する行為があった場合は、運営委員及び審判で協議し判断する。

(抗議)

第6条 競技における審判員および係員への抗議(不服申立て)は一切受け付けない。

(服装および携帯品)

第7条 各チームとも統一感のある服装とする。

- 2 頭および勢子(小俵ころがしのみ)は笛を携帯する。
- 3 レース中は、火気の使用を禁止する。

(負傷に対する処置)

第8条 競技中の負傷、事故等については玉名大俵まつり実行委員会でかける「一日保険」の範囲内で行う。ただし、競技者以外の任意参加の勢子に関しては参加者の責務において行う。

- 2 軽症等についての応急処置は主催者側で行うが、その他の処置は各自で行う。

(競技の中止)

第9条 次の場合競技を中止する

- (1) 暴風雨、豪雨等で競技に支障があり、危険であると判断されたとき。

(2) その他、実行委員会が中止と判断したとき。

(表彰)

第10条 各部門の表彰は、次のとおりとする。

	大俵ころがし	小俵ころがし			
		小学生	中学生	高校生	レディース
優勝	賞金10万円+米2俵 温泉券3万円分	賞金5万円+米1俵 ハロースタンプ商品券3万円分			賞金5万円+米1俵 温泉券3万円分
準優勝	賞金5万円+米1俵 温泉券1万円分	賞金3万円+米半俵 ハロースタンプ商品券1万円分			賞金3万円+米半俵 温泉券1万円分
3位	賞金3万円+米半俵	賞金2万円+米半俵			
特別賞	賞金3万円	各部門に1チーム 賞金2万円			

(2) 表彰については、募集チームの半数に満たない場合は優勝、準優勝、特別賞のみの表彰とする。

(3) 特別賞は、各チームの服装や統一感、パフォーマンス等の採点により決定する。

(4) 副賞の米については、必ず大会当日の午後6時まで受け取ること。受け取りが無い場合は、米の受け取りを辞退したものとみなす。(事務局での一時預かりは、どのような事情においても一切行わない。)

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員において協議・決定する。